

令和3年度8月 第5回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年8月31日(火) 午前10時00分 ~ 午前11時30分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農業委員会委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推3	宇佐美 雅仁	欠席
4	加藤 勝	出席	推4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推7	宮地 浩司	欠席
8	木村 治彦	出席	推8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	欠席			
11	横井 幸一	欠席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	大堀 俊和	書記	深見 訓英
主幹	今枝 勲男		片岡 篤志
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 1 8 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第 5	議案第 1 9 号 現況証明願について
日程第 6	報告第 1 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 1 8 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 1 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 2 0 号 農地所有適格法人の報告について

議長

(あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は12人、推進委員の出席数は7人です。

定足数に達していますので、令和3年度8月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

12番 鈴木 良法 委員及び、13番 近藤 吉美 委員を指名します。

議長

日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議長

日程第3 議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

(説明)

議案第17号1、2番につきまして説明いたします。

議案は2ページ、参考資料は1～3ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂深田地内の田で、医療等施設への転用で、貸借権設定及び所有権移転となっております。

申請者は現在名古屋市内の病院に眼科医として勤務しております。

独立・開業するにあたり、周辺に眼科医がなく、病院施設を確保できる本申請地に眼科の診療所を開設するための申請となっております。

なお、農地の申請としては1件ですが、権利設定の種類が異なるため、

議案は2件に分割しております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は4～6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島内之町地内の田で、駐車場兼資材置場への転用で所有権移転となっております。

譲受人は申請地の水路を挟んだ北側に本社を置き、家具の製造・販売業を営んでおります。

譲受人は材料高騰に伴い、材料を安定的に確保・保管するため、既存敷地に新たな資材置場を作るにあたり、現在ある従業員用の駐車場の一部を本申請地に移し、新たな資材置場を設置し、既存敷地と一体利用するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水管、下水道管、ガスのうち2種類以上が埋設されており、おおむね500㎡以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公益的施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

4番について説明いたします。

参考資料は7～9ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は北苧三本柿地内の畑で、駐車場への転用で所有権移転となっております。

譲受人は申請地西側に倉庫及び作業場を置き、電気工事業を営んでおります。

譲受人は業務拡大に伴い作業車及び従業員用の駐車場が不足するため、本申請地に新たな駐車場を設置するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

5番について説明いたします。

議案は3ページ、参考資料は10～12ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は木折南新規

地内の田・畑で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

譲受人は、生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。

6番について説明いたします。

参考資料は13～15ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は二ツ寺六町地内の田で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

譲受人は、生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

7番について説明いたします。

参考資料は16～18ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町沖之島高畑地内の畑で、一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

8番について説明いたします。

参考資料は19～21ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は乙之子元柳地内の畑で、一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。

議受人は、生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、8月25日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、8月27日には三輪会長とで現地確認をさせていただいております。

議 長

議案第17号につきまして、事務局と現地確認を行いました。農地の転用について、問題はありませんでした。

只今、事務局から説明・報告がありました。議案第17号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第17号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第17号は承認されました。

議 長

日程第4 議案第18号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。

それでは、事務局から説明させます。

事務局

(説 明)

議案第18号1番につきまして説明いたします。

議案第4ページをご覧ください。参考資料については、22ページから23ページをご覧ください。相続者・被相続人及び特例農地は議案のとおりで、面積は706㎡となっております。

2番につきまして説明いたします。

議案第4～7ページをご覧ください。参考資料については24ページから32ページをご覧ください。相続者・被相続人及び特例農地は議案のとおりで、面積は11,730㎡となっております。

こちらにつきましては、8月27日に三輪会長と現地確認をさせていただいております。

議長 議案第18号につきまして、事務局と現地確認を行いました。農地の耕作について、問題はありませんでした。

只今、事務局から説明・報告がありました。議案第18号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第18号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
挙手全員です。

よって、議案第18号は承認されました。

議長 日程第5 議案第19号「現況証明願について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局 (説明)

議案第19号1、2番につきまして説明いたします。

議案の8ページをご覧ください。

申請者は、議案のとおりとなっております。参考資料は33～34ページをご覧ください。

申請地は安松一丁目地内の田で20年以上前から倉庫、車庫として使用しているため、証明が見込めます。

提出された書類には、固定資産税評価額等証明書・登記事項証明書があり、昭和63年より農地以外で使用していたことが確認できております。

議長 只今、事務局から説明、報告がありました。議案第19号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第19号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
挙手全員です。

議案第19号は承認されました。

議長 日程第6 報告第17号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第18号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第20号「農地所有適格法人の報告について」を事務局

から一括報告願います。

事務局

(報 告)

議 長

只今、事務局から報告がありました、報告第17号から報告第20号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご苦勞様でした。

次回の農業委員会でございますが、9月30日(木)午前10時からの予定です。よろしく願いいたします。

最後にその他ということで、事務局から願います。

終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 鈴木 良法

署 名 委 員 近藤 吉美